

令和6年5月31日開催

令和6年度  
燕市農業委員会第2回総会議事録

燕市農業委員会

## 燕市農業委員会第2回総会 議事録

1. 開催日時 令和6年5月31日(金曜日)  
午前9時30分～午前10時00分

2. 開催場所 燕市役所 つばめホール

3. 出席委員 (26名)

1番	山浦 博	11番	澁木 誠治	21番	片桐 正敏
2番	本田 繁	12番	山田 直子	22番	荻原 一郎
3番	三浦 哲郎	13番	江口 保	23番	山崎登美雄
4番	土田 喜七	14番	渡邊美代子	24番	小川 芳秀
5番	山上 忠	15番	江辺 耕一	25番	和田 正春
6番	澤口 隆行	16番	金山 吉夫	26番	笹川 勇雄
7番	笠原 久幸	17番	瀬戸 一義		
8番	藤田 浩介	18番	五十嵐博子		
9番	遠藤 忠夫	19番	明田栄以知		
10番	長谷川治仁	20番	阿部 恵作		

4. 欠席委員

欠席 0名

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第5号 農地の転用事実に関する照会について

報告第6号 認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設等に供するための転用届けについて

(4) 議事

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 6 号 農用地利用集積計画（案）の決定について  
議案第 7 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定  
について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬美佳子 主任 波多野見保

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

19 番 明田栄以知 20 番 阿部 恵作

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の委員の欠席は、ありません。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願い致します。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は26名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第2回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号19番 明田栄以知 委員及び</p> <p>議席番号20番 阿部 恵作 委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第4号から第6号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>初めに農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号5番 熊森字屋敷添の田、計3筆、277.36㎡、所有権移転に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号6番 長所字浦田川西の田、1筆、382㎡、所有者の都合に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号4番 東太田字東門三郎の田、1筆、330㎡、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の</p>

事務局	有無は無し。用途地域であります。
事務局	受付番号5番 八王寺字中田の田、1筆、203㎡、現況地目は非農地、公衆用道路、転用許可等の有無は有り。昭和49年12月2日、新潟県指令巻農地第7232号、農地法第4条、通路敷。現状回復命令の有無は無し。農用地区域外であります。
事務局	次に、会長報告第6号、「認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設等に供するための転用届けについて」であります。 受付番号1番 大川津字島畑の畑、1筆、698㎡のうち1.44㎡、転用の目的は「携帯電話基地局の設置」、農振地域外であります。位置図は議案資料1頁をご覧ください。
事務局	受付番号2番 大川津字島畑の畑、1筆、93㎡のうち1.44㎡、転用の目的は「携帯電話基地局の設置」、農振地域外であります。位置図は議案資料2頁をご覧ください。 説明は以上です。
議長	事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。 (質問なし)
議長	ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。
議長	それでは議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。 受付番号5番 小高字内畑の畑、計2筆、254㎡、転用目的は住宅。契約内容は使用貸借、令和6年12月20日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料3頁をご覧ください。 現在アパートに住んでおりますが、将来は両親の面倒をみたいと考え、親族の農地を借り入れ、住宅を建設するものです。申請地は、準工業地域に指定された

事務局	<p>用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号6番 大川津字島畑の田、1筆、143 m<sup>2</sup>、転用目的は駐車場4台。契約内容は売買、令和6年10月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料4頁をご覧ください。</p> <p>現在駐車場が不足しており、親戚の土地の一部を借用している状態のため、今回当該地を購入し、駐車場4台を整備するものです。申請地は、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号7番 大川津字島畑の田、1筆、57 m<sup>2</sup>、転用目的は敷地の拡張。契約内容は売買、令和6年10月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料4頁をご覧ください。</p> <p>当該地を購入し、敷地の一部として使用するものです。申請地は、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号8番 小池字野地の畑、1筆、3.30 m<sup>2</sup>、転用目的は敷地の拡張。契約内容は贈与。位置図・土地利用計画図は、議案資料の5頁をご覧ください。</p> <p>譲渡人の要望により、現在住宅のある譲受人の敷地の一部として贈与するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号9番 小高字内畑の田、1筆、1,097 m<sup>2</sup>、転用目的はテナント3店舗、宅地分譲2区画、駐車場12台。契約内容は売買、令和6年9月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料6頁をご覧ください。</p>

事務局	<p>不動産業を営んでおりますが、業務の拡大をはかるため当該地を購入し、テナント3店舗、宅地分譲2区画、駐車場12台を整備するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号10番 井土巻字土手外の畑、1筆、466㎡、転用目的は宅地分譲3区画。契約内容は売買、令和6年11月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料7頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおりますが、業務の拡大を図るため当該地を購入し、宅地分譲3区画を整備するものです。申請地は、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号11番 三王淵字萩ヶ間の田、1筆、238㎡、転用目的は住宅。契約内容は使用貸借、令和6年10月31日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料8頁をご覧ください。</p> <p>親族の土地を借り受け、住宅を建設するものです。申請地は、水道・ガス管が埋設された幅員4.0m以上の道路が前面にあり、500m以内に2つ以上の教育施設があることから、市街化が見込める地域と認められ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号12番 五千石字大谷地の田、1筆、809㎡の内27㎡、転用目的は天然ガス輸送導管架管部架け替え工事ヤード。契約内容は賃借権、令和6年8月31日までの一時転用。位置図・土地利用計画図は、議案資料9頁をご覧ください。</p> <p>天然ガス輸送導管の架管部架け替え工事のため、一時転用するものです。申請地は、農振青地の第1種農地ですが、一時転用であるため、周辺の農地への影響もないことから、転用事由を相当と認め、許可相当で</p>

事務局	<p>あると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 13 番 関崎字寺浦の田、計 4 筆、105.30 m<sup>2</sup>、転用目的は駐車場 4 台。契約内容は売買、令和 6 年 6 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 10 頁をご覧ください。</p> <p>工場を営んでおり、駐車場が不足しているため当該地を購入し駐車場 4 台を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 14 番 水道町三丁目の田、1 筆、160 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅。契約内容は贈与、令和 7 年 3 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 11 頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが、家族が増え手狭となったため、当該地を譲り受け、住宅を建設するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 5 月 23 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>5 月 23 日、午前 9 時 30 分より、市役所 3 階 301 会議室で、第 1 事前審査委員会、出席委員 13 名による審査の結果、「農地法第 5 条の規定による許可申請」10 件、異議がなかったことを報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議 長	次に議案第6号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第6号「農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。所有権の移転であります。 受付番号1番 粟生津字山王の田、1筆、1,166㎡、移転時期は令和6年6月26日、対価は〇円、引渡し時期は令和6年6月30日。位置図は議案資料の12頁をご覧ください。説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転1件、異議がなかった事を報告します。
議 長	只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第7号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。
事務局	議案第7号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の

事務局	決定について」であります。
事務局	はじめに公社借入の10年の農用地利用集積計画であります。利用権の設定を受ける者は全て新潟県農林公社です。議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。 受付番号86番 東太田字上枯木、他の田、計21筆、12,269.91㎡、設定期間は令和16年3月31日までの10年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。
事務局	10年の公社借入は、10件、62筆、74,370.91㎡となります。
事務局	次に、13ページをご覧ください。9年の集積計画であります。 受付番号96番 灰方字南の田、計2筆、2,042㎡、設定期間は令和15年4月5日までの9年になります。
事務局	7年の集積計画であります。 受付番号97番 溝字大開の田、1筆、1,215㎡、設定期間は令和12年12月31日までの7年になります。
事務局	5年の集積計画であります。 受付番号98番 桜町字居掛、他の田、計10筆、8,794㎡、設定期間は令和11年3月31日までの5年になります。
事務局	5年の公社借入は、13件、83筆、73,019㎡となります。
事務局	次に、19ページをご覧ください。4年の集積計画であります。 受付番号111番 高木字高木、他の田畑、計5筆、2,023㎡、設定期間は令和10年4月5日までの4年になります。
事務局	終期が違う4年の集積計画です。 受付番号112番 小牧字道外の畑、1筆、49㎡、設定期間は令和9年12月25日までの4年になります。
事務局	4年の公社借入は、2件、6筆、2,072㎡となります。
事務局	3年の集積計画であります。 受付番号113番 燕の田、1筆、3,285㎡、設定期間は令和8年11

事務局	月 7 日までの 3 年になります。
事務局	続きますして、公社貸付の 10 年の農用地利用集積計画であります。 受付番号 55 番 東太田字上枯木、他の田、計 21 筆、12,269.91 ㎡、設定期間は令和 16 年 3 月 31 日までの 10 年であ ります。
事務局	10 年の公社貸付は、9 件、62 筆、74,370.91 ㎡となります。
事務局	次に、25 ページをご覧ください。9 年の集積計画であります。 受付番号 64 番 灰方字南の田、計 2 筆、2,042 ㎡、設定期間は令和 15 年 4 月 5 日までの 9 年であります。
事務局	7 年の集積計画であります。 受付番号 65 番 溝字大開の田、1 筆、1,215 ㎡、設定期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 7 年であります。
事務局	5 年の集積計画であります。 受付番号 66 番 桜町字居掛、他の田、計 8 筆、6,769 ㎡、設定期間 は令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年であります。
事務局	5 年の公社貸付は、7 件、83 筆、73,019 ㎡となります。
事務局	次に、30 ページをご覧ください。4 年の集積計画であります。 受付番号 73 番 高木字高木、他の田畑、計 5 筆、2,023 ㎡、設定期 間は令和 10 年 4 月 5 日までの 4 年であります。
事務局	終期が違う 4 年の集積計画です。 受付番号 74 番 小牧字道外の畑、1 筆、49 ㎡、設定期間は令和 9 年 12 月 25 日までの 4 年になります。
事務局	4 年の公社貸付は、2 件、6 筆、2,072 ㎡となります。
事務局	3 年の集積計画であります。 受付番号 75 番 燕の田、1 筆、3,285 ㎡、設定期間は令和 8 年 11 月 7 日までの 3 年であります。 なお、関係委員の案件として、30 ページ公社貸付の受付番号 73 番 に五十嵐委員、31 ページに笠原委員の案件があります。

事務局	説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である公社貸付の受付番号73番・74番を除いて、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査の結果、農地中間管理事業の集積計画公社借入28件、関係委員の案件である2件を除く公社貸付19件、異議がなかった事を報告致します。
議長	只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議長	しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画を「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画を「決定」とする事に決しました。
議長	それでは、関係委員である、議席番号7番 笠原久幸委員・18番 五十嵐博子委員は退室願います。 (関係委員 退室 午前9時56分)
議長	関係委員の案件、公社貸付の受付番号73番・74番について、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査の結果、受付番号73番・74番について、異議がなかったことを報告致します。
議長	只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告

議 長	<p>のとおり「決定」とする事で、ご異議ありませんか。  (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>関係委員は、入室願います。  (関係委員 入室・着席 午前9時58分)</p>
議 長	<p>退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、「決定」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第6号、第7号の案件につきましては、<u>6月5日</u>の告示により効力が発生する事になります。  これにて、燕市農業委員会第2回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午前10時00分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年5月31日

総会議長 和田正春

---

議事録署名委員 明日菜以知

---

議事録署名委員 阿部恵作

---